

判決年月日	平成１６年６月２４日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第１部 (旧 第３民事部)
事 件 番 号	平成１５年（行ケ）１６３号		
○ 「動力舵取装置」の発明に係る特許について、前件の無効審決を取り消した判決の拘束力に反するものではなく、進歩性も欠くとして、特許を無効とした審決を維持した事例			

Xは、名称を「動力舵取装置」とする本件発明について特許を有していたところ、特許無効審判の請求がなされた。Y（特許庁）は、当該特許を無効とする旨の前件審決を行ったが、東京高裁によりこの審決を取り消す旨の前件判決が行われたため、審理した上、再び当該特許を無効とする旨の本件審決をした。そこで、Xは本訴を提起した。

本判決は、「前件判決は、引用発明2の第1の操舵シャフト及び第2の操舵シャフトが本件発明の上部軸及び下部軸には対応しないことと、引用発明2の第1、第2の操舵シャフトを本件発明の舵輪軸のように同軸構成とすることは容易に想到し得えないことの2点を具体的な理由として、前件審決を取り消したものであると認められるから、以上の判示に関して行政事件訴訟法33条1項所定のいわゆる拘束力が働くものと認められる。これに対し、本件審決は、引用発明2が、引用発明1の舵輪軸のモータ、トルクセンサを車室内部に配置することの動機付けとなり、同軸構成の舵輪軸の車室内部分にモータ等を配設することの着想が存在すると認定するとともに、舵輪軸を車室外部に配設されたラックピニオン式舵取機構にユニバーサルジョイントを介して連結する構成が開示されていることを認定するものであるから、前件判決の前記拘束力に反するものでない」と述べ、Xが、本件発明は引用発明1及び2から容易に発明できたものとはいえないとの点に拘束力が生じる旨主張したのに対し、「取消判決の拘束力は、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断にわたるものについて生じるものであるところ（最高裁平成4年4月28日第3小法廷判決・民集46巻4号245頁参照）、前件判決は、一般的に引用例2（及び1）に基づいて進歩性の判断を行うことを否定するものではなく、前示のとおり、引用発明2に関する上記の具体的な理由に基づいて、前件審決を取り消すものであるから、拘束力もその部分に限って生じることが明らか」であるとして、Xの主張を排斥した。

そして、本件発明が進歩性を欠く旨の、その他の審決の判断にも誤りがないとして、Xの請求を棄却して本件審決を維持した。